

令和8年6月25日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の取り組み状況について

1 主旨

令和7年3月に策定した「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」について、令和7年度の取り組み状況を取りまとめたので、報告する。

2 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）取り組み状況

別紙「令和7年度世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）取り組み報告」のとおり

3 主な取り組み内容

（1）子どもの権利擁護の取組みの推進 【別紙】1ページより

意見表明等支援事業については、一時保護所に加え、区内の児童養護施設及び里親家庭を対象とした意見表明等支援員（アドボケート）の訪問活動を実施した。

令和7年4月に「世田谷区子どもの権利条例」が改正施行されたことに伴い、学校をはじめとする各関係機関に対する研修を実施、リーフレット等のあらゆる媒体を通じて、子どもの権利にかかる意識醸成と理解促進に取り組んだ。

（2）予防型の児童相談行政の推進 【別紙】4ページより

要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら、支援対象児童等の早期発見や関係機関のネットワーク強化に取り組むとともに、子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会等のあらゆる機会を通じ、児童虐待にかかる理解や対応力の向上に加え、代替養育の元で育つ子どもへの理解が深まるよう周知啓発に取り組んだ。

（3）児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善 【別紙】6ページより

児童福祉と母子保健のさらなる連携強化に向け、令和6年度より運用を開始したこども家庭センターにおける運用状況について評価・検証を行い、双方の連携のための会議体の整理やアセスメントシートの改善、サポートプラン（児童福祉）の対象家庭拡充（令和7年度サポートプラン作成数：133件）等、より効果的で効率的な運用に向けた検討を進めた。

（4）一時保護の児童への支援体制のさらなる強化 【別紙】9ページより

学習用タブレット端末の導入や原籍校への登下校支援など、学習環境の整備に取り組むほか、意見箱の設置、子ども会議の開催や第三者委員（弁護士・主任児童委員）の活動を通じ、子どもの権利擁護に努めた。

愛着形成に重要な時期にある3歳未満の乳幼児の一時保護について、家庭と同様の養育環境での保護ができるように、令和7年9月より「乳幼児短期緊急里親モデ

ル事業」を開始した。（令和7年度実績：乳幼児短期緊急里親数 2家庭、一時保護委託実績 2件 ※一時保護解除後、2件とも家庭復帰）

（5）パーマネンシー保障に向けた取組みの推進 【別紙】11 ページより

在宅での養育が難しい場合、里親制度について実親に丁寧に説明し、里親、特別養子縁組等代替養育に切り替え、子どものパーマネンシーを保障している。

また、家族再統合等支援のためのヒアリングを実施し、地域担当（児童福祉司・児童心理司）、里親担当、親子支援チームの役割を明確にしながら課題や支援の整理を行い、親子関係の再構築、家庭復帰に取り組んだ。

（6）里親等委託の推進 【別紙】13 ページより

子どもの総合的なアセスメントを実施したうえで里親委託先を検討し、丁寧なマッチングを行い養育委託を実施した。一方で、個別ケアを必要とする児童が多い傾向にあり、専門的な支援を行える児童養護施設への入所が増えた※ことにより、里親等委託率は低下（令和6年度：26.2%→令和7年度：24.3%）している。また、里親登録数についても、周知啓発事業を推進し、問い合わせはあるものの登録までには至らず、目標を下回った。

また、令和7年度に里親支援センターを設置し、休日夜間においても里親を支援する体制を整え、里親支援業務を継続して安定的に実施した。

	児童数	
児童養護施設	78 人	(18 人)
乳児院	3 人	
養育家庭等	24 人	(17 人)
ファミリーホーム	2 人	(2 人)
合計	107 人	(37 人)

}

養育家庭等・ファミリー
ホーム委託児童数 **26 人**

※養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童の内訳
（表中かっこ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数）

（7）児童養護施設等の機能強化 【別紙】15 ページより

グループホーム1か所の新設により、6人定員の施設5か所のうち3か所の定員を4～5人に減らし、小規模化を進めた。あわせて、ホーム内の2人部屋を個室に改修し、入所児童の生活環境の向上を図った。

母子生活支援施設及び子ども家庭支援センターとの連携により、ガイドラインに基づき個性を重視したインケアの強化を図った。地域のひとり親家庭等にも開かれた支援を行うため、家計に関する個別相談、保護者向けセミナーや親子向けイベントを開催した。

(8) 社会的養護自立支援の推進 【別紙】17 ページより

新たに社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援が必要な若者の掘り起こし、適切な支援につなげるネットワークづくりにも取り組んだ。

せたがや若者フェアスタート事業について、逆境的体験があり親を頼れず困難な状況にある若者に対象を広げるとともに、新たに医療費支援、民間賃貸住宅保証料補助、高卒認定試験補助を開始した。

(9) 人材育成・人材確保 【別紙】19 ページより

社会状況の変化やニーズ、組織課題等の把握に努めながら、職層や職種に応じた知識の習得やスキル向上につながる研修を実施し、児童福祉の現場における質の確保・向上とチームマネジメント力の強化に取り組んだ。また、子ども家庭支援センターと児童相談所とのさらなる連携強化の観点から、両組織の職員の交換研修を実施し、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど相互理解の向上を図った。

4 成果指標について 【別紙】20 ページより

	指標（客観的）		現在の取 組み状況	R7		R8	R9	R10	R11
				目標	実績				
3	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度※	子どもの割合	—	—	—	70.7%	70.7%	70.7%	70.7%
		満足度①	—	—	—	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%
		満足度②	—	—	—	45.4%	45.4%	45.4%	45.4%
4	児童相談所第三者評価の受審結果の評価SとAランクの割合		95.4% (R4年度)	96.9%	96.9%			98.5%	
5	里親等委託率	3歳未満	0.0%	25.0%	0.0%	37.5%	50.5%	62.5%	75.0%
		就学前	66.7%	75.0%	66.7%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
		学童期以降	26.7%	29.5%	22.7%	30.9%	32.3%	33.7%	35.1%
6	子どもと保護者のサポートプランの作成数		120件	142件	133件	143件	144件	145件	146件

5 今後の取り組みについて

引き続き、各項目に掲げる取り組みを着実に推進していくとともに、令和7年度において成果指標に掲げる目標値を達成できなかった項目については、下記のとおり取り組み、より一層の推進を図っていく。

(1) 里親等委託率

家庭養育優先原則と子どものパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、委託前の丁寧なアセスメントに基づいた里親家庭と子どもの適切なマッチングや委託後における里親支援の充実を図り、里親が安心して子どもを受け入れることができるよう、里親支援センターとさらなる連携を図っていく。また、未委託家庭の養育力向上に向け、研修内容の充実も図っていく。あわせて、地域理解と全区展開の両面から啓発活動を展開し、里親制度の周知と里親登録数の確保を図る（令和8年度は烏山地域を重点地域として事業を展開）。

(2) 子どもと保護者のサポートプランの作成数

令和7年度において、対象家庭の拡充を行ったものの目標達成に至らなかった。今後、現状の作成状況や活用状況等の評価・検証を行った上で、他自治体の事例等も踏まえながら、支援対象者のニーズに沿った効果的な支援の実施の一助となるよう、サポートプランのより効果的な運用に向けた検討を行っていく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月 区ホームページ掲載

令和9年6月 令和8年度取り組み状況について児童福祉審議会へ報告